

# 廃棄物規制課



## 0. 適正処理の更なる推進と循環型社会の形成に向けた廃棄物処理法の産業廃棄物に係る規定の合理的運用について

都道府県・政令市におかれては、日々、産業廃棄物の適正処理の推進に向けて、廃棄物処理法の適切な運用に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

しかしながら、一部の自治体において、廃棄物処理法全体の目的や各規定の趣旨等を考慮しない非合理的な運用がなされている事例が散見される場所である。

具体的には、廃棄物処理法（同法に基づく政令、省令及び告示等を含む。以下同じ。）の文言のみに囚われた形式的な解釈や、産業廃棄物処理業者の合理的な実務を踏まえない運用、廃棄物処理法で定める書類以外に多くの書類の提出を求める指導など、産業廃棄物処理業者に対して過度の負担を強いる行政実務が見られる場所である。

その一方、不適正処理案件等について、長期間漫然と行政指導のみを繰り返し、廃棄物処理法に定める各種命令権限等を適時適切に行使しないまま、生活環境保全上の支障を生じさせ、更に拡大させてしまっている事例も跡を絶たない。

産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成の担い手は、産業廃棄物処理業者であり、その中核となるのが優良な処理業者である。優良な処理業者の存在無くして、適正処理はありえず、その先の循環型社会の形成もありえない。このため、「優良産業廃棄物処理業者の育成」は、平成30年6月に閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画にも明記されている場所である。逆に、産業廃棄物の適正処理と循環型社会形成の妨げとなる悪質な処理業者に対しては、排除に向けた取組をこれまで以上に強化しなければならない。

産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会形成に向けて、優良な処理業者を育成し、悪質な処理業者を排除する取組で最も重要な役割を果たすのが、産業廃棄物に係る廃棄物処理法上の権限を有する都道府県及び政令市である。したがって、産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成という産業廃棄物行政の目的を達成するために

は、都道府県及び政令市における廃棄物処理法の合理的な運用が決定的に重要である。

このような観点から、各都道府県・政令市においては、以下の事項を常に念頭におきながら、産業廃棄物に係る廃棄物処理法の規定の合理的な運用に努めていただきたい。

①産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成の担い手は、産業廃棄物処理業者であり、その中核となるのが優良な処理業者であること。

②各都道府県・政令市における廃棄物処理法担当者一人一人の業務運営方針や言動が、優良な処理業者の育成と悪質な処理業者の排除に当たって大きな影響力を有し、重要な役割を果たしていること。

③産業廃棄物処理業者等に対する行政指導等から得られた様々な情報を踏まえ、優良な処理業者と悪質な処理業者を的確に見極めた上で、メリハリを付けて産業廃棄物行政を遂行すること。（各自治体における厳しい財政・人員の制約の中で産業廃棄物行政の成果を出すためには、メリハリを付けた業務遂行が不可欠である。）

④廃棄物処理法の目的は、廃棄物の適正処理を通じた生活環境の保全及び公衆衛生の向上であり、この目的を実現するために設けられた各規定の趣旨を踏まえ運用すること。その際には、当該規定のみならず、廃棄物処理法の他の規定、循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法など関連法令も勘案し、全体最適となるような運用を心がけること。

⑤従来からの指導方針や解釈等を漫然と踏襲したり、前例が無いことを理由にしたりするのではなく、近時における産業廃棄物処理及び産業廃棄物処理業界における状況の変化を踏まえて、産業廃棄物行政を遂行すること。更には、産業廃棄物処理及び産業廃棄物行政のイノベーションも意識して取り組むこと。

環境省としても、後述するように規制・手続の合理化に取り組んでいるところである。各地方公共団体におかれても、取組に御協力いただくとともに、さらなる改善の提案があればお寄せいただきたい。

## 1. 排出事業者責任について

排出事業者責任については、廃棄物処理法第3条第1項において、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないと規定されている（排出事業者責任）。その重要性については、かねてから通知等により周知を図ってきたところである。

平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」においても、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県・市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」と指摘を受けたことを踏まえ、排出事業者責任とその重要性及び規制権限の及ばない第三者のあっせん等による不適正処理のおそれについて、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（環廃対発第1703212号環廃産発第1703211号平成29年3月21日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長産業廃棄物課長通知）を発出した。

また、排出事業者が果たすべき責務（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）をチェックリストにまとめた「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」（環廃産発第1706201号平成29年6月20日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を発出した。

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、これらの内容の決定を規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがある。

このように、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これらの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

また、産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、法第 12 条第 7 項において、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずることとされている。これに関し、具体的な措置として自治体の条例において現地確認を義務付けること等を定めているものが見受けられるところであるが、「必要な措置」とは、注意義務の履行として求められるあらゆる措置をいうものであり、施設を実地確認する方法や他者が間接的に確認する方法などの措置を講ずれば免責されるというものではない。この注意義務は、例えば現地確認を他者に任せきりにするなどによって果たせるものではなく、排出事業者自らの責任において適切に履行すべきものである。

また、上記の注意義務を怠った場合や排出事業者の委託基準及び管理票の義務等に係る違反によって、不適正処理が行われた場合又はそのような義務等に何ら違反していないが適正な対価を負担していない等の一定の要件を満たす場合において生活環境保全上の支障が認められるときは、積極的に措置命令を発出するなど、不適正処理を行った者のみならず、排出事業者の責任を追及することも重要である。「行政処分の指針について」環循規発第 18033028 号平成 30 年 3 月 30 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知) を踏まえ、事案に応じて、排出事業者の責任の追及をお願いしたい。

さらに、環境省のウェブサイト上にも排出事業者責任の徹底を図る特設サイトを開設しており、こちらで上記の関連通知やチェックリストをまとめている。各都道府県・政令市においても、排出事業者が処理責任を適切に果たすよう指導及び周知徹底等をお願いしたい。

なお、法令や条例といった、事業者の行為や事務取扱いの標準となるものが廃棄物処理法の規定に相反する内容を定めている場合であっても、当該規則が廃棄物処理法に優

先ず法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意  
いただきたい（例えば、規則で委託契約書の省略を定めている場合であっても、産業廃  
棄物処理の委託に当たっては廃棄物処理法に基づき書面による契約が必要となる。）。

<参考>

排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

行政処分の指針について

<http://www.env.go.jp/hourei/add/k068.pdf>

## 2. PCB廃棄物処理に向けた取組について

### (1) 地方公共団体の率先実行について

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」においては、地方公共団体の役割として、地方公共団体自らも率先してその保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることが求められることから、各都道府県・政令市におかれても、より一層積極的な取組をお願いする。また、各都道府県におかれては、貴管下の市町村に関しても、同様の取組を促進していただきたい。

### (2) PCB廃棄物に係る留意事項について

#### ① 高濃度PCB廃棄物について

高濃度PCB廃棄物の処理を計画的に進めていくためには、JESCOでの着実な処理の実施に加え、各都道府県・政令市による保管事業者への指導徹底が極めて重要になる。各都道府県・政令市においては、引き続き、広域協議会等での調整等に加え、早期処理連絡会等を通じて関係者と連携しながら保管事業者への早期処理に関する指導徹底をお願いする。

また、公共施設における業務用・施設用照明器具のPCBが使用された安定器については、平成12年12月13日付け「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について」（生衛発第1798号）において、原則として平成13年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう周知されてきたところであるが、近年になってもPCBが使用された安定器が破裂する事故が発生している。PCB安定器が過去の調査では確認されずに未だ使用されている可能性があることにも十分留意し、改めて必要な確認をお願いしたい。

#### ② 低濃度PCB廃棄物について

廃棄物処理法に基づく無害化処理認定事業所数は令和2年6月末現在で33事業者と

なっている【参考1】。各都道府県・政令市においては、低濃度PCB廃棄物の保管事業者に対して、無害化処理認定事業者における処理実施についての周知をお願いしたい。

また、基本計画において、無害化処理認定制度に加え廃棄物処理法に基づく各都道府県・政令市による特別管理産業廃棄物処分業の許可制度も活用しながら処理体制を確保するとしている。各都道府県・政令市においても、PCB廃棄物を処理する施設の設置についての申請があれば、所要の手続・審査といった必要な対応をお願いしたい。

なお、PCB汚染物（PCB濃度0.5%～10%）の処理体制の構築のため、無害化処理認定施設の処理対象を拡大するためPCB廃棄物処理基本計画を変更（閣議決定）するとともに、関係法令の改正（公布・施行）を令和元年12月20日に行ったところである。その後、対象拡大したPCB汚染物について無害化処理の認定申請のあった事業者について追加審査等を経た上で新たに認定を行い、本年4月以降に対象拡大したPCB汚染物の受入を開始している。今後も無害化認定施設からの申請を随時受け付け、更なる処理体制の構築を進めていくところ。

低濃度PCB汚染物の該当性判断基準については、一部不明確であったことから、都道府県・政令市の判断がわかることなどが課題となり、PCB廃棄物の適正な処理の推進において支障となっていた。そのため、平成31年3月28日付け「低濃度PCB汚染物の該当性判断基準について」（環循規発第1903283号・環循規発第1903281号）環境省より通知を発出した。その際、分析方法の一部検出下限値の設定等について検討するとしていたが、技術的検討の結果、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第4版）」を取りまとめることに至ったため、改めて令和元年10月11日付けで同通知（環循規発第1910112号・環循施発第1910111号）を環境省より発出した。

PCBを含有した塗料についても、PCB特別措置法において保管・所有事業者に対する処分期間内の処分が義務づけられている。調査実施要領をもとに平成30年11月末より調査が開始され、平成31年3月31日時点の状況を取りまとめたところ。引き続き調査を進めていただき、全量把握に努めていただきたい。

低濃度PCB廃棄物の無害化処理等体制の整備状況について

無害化処理事業者の認定/許可の状況

【令和2年6月末現在の状況】

(1)無害化処理認定(大臣認定)

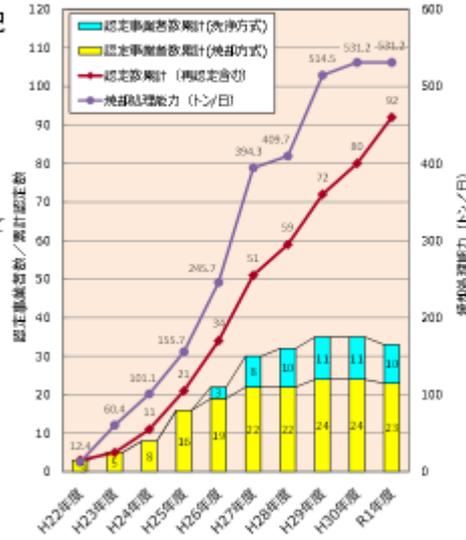
事業者数 33事業者

- ◎焼却方式 23事業者 +  
(内、筐体処理:14事業者)  
+うち2事業所で認定を受けている事業者1社について  
それぞれの事業所を1事業者として計上
- ◎洗浄方式 10事業者  
(内、分解・洗浄方式:3事業者)  
移動式 9事業者  
固定式 1事業者

(2)都道府県市の長の許可

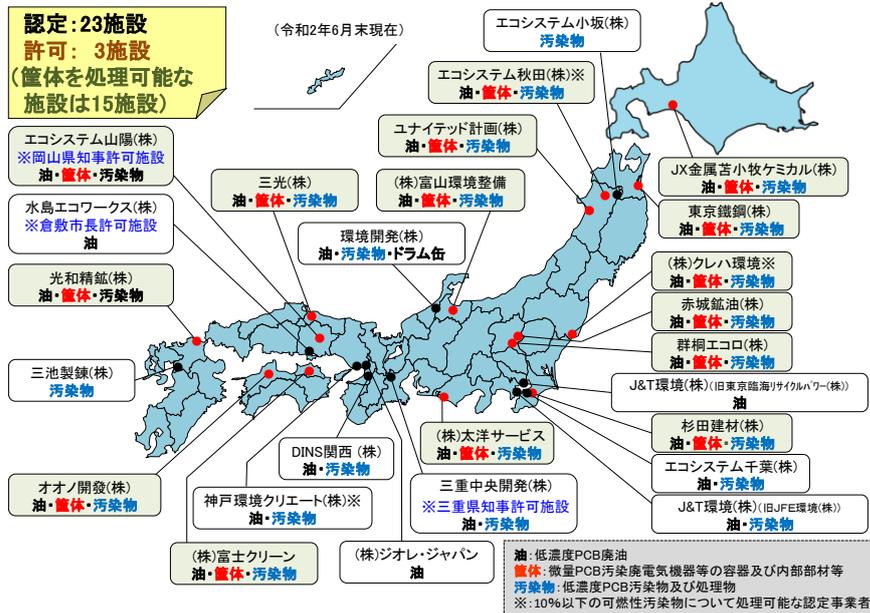
事業者数 5事業者

- ◎焼却方式 3事業者  
(内、筐体処理:1事業者)
- ◎洗浄方式 1事業者(固定式)
- ◎分解方式 1事業者(固定式)



無害化処理認定数及び微量PCB汚染廃電気機器の焼却処理能力推移 (エコシステム山陽を含む)

低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設《焼却方式》



## 低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設《洗浄方式》

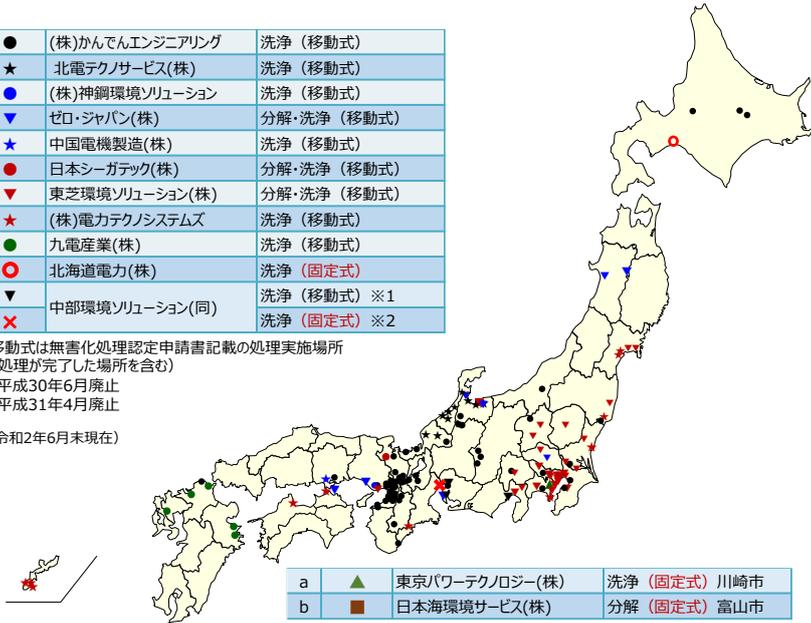
1	●	(株)かんでんエンジニアリング	洗浄 (移動式)
2	★	北電テクノサービス(株)	洗浄 (移動式)
3	●	(株)神鋼環境ソリューション	洗浄 (移動式)
4	▼	ゼロ・ジャパン(株)	分解・洗浄 (移動式)
5	★	中国電機製造(株)	洗浄 (移動式)
6	●	日本シーガテック(株)	分解・洗浄 (移動式)
7	▼	東芝環境ソリューション(株)	分解・洗浄 (移動式)
8	★	(株)電力テクノシステムズ	洗浄 (移動式)
9	●	九電産業(株)	洗浄 (移動式)
10	○	北海道電力(株)	洗浄 (固定式)
参考	▼	中部環境ソリューション(同)	洗浄 (移動式) ※1
	×		洗浄 (固定式) ※2

注) 移動式は無害化処理認定申請書記載の処理実施場所  
(処理が完了した場所を含む)

※1 平成30年6月廃止

※2 平成31年4月廃止

(令和2年6月末現在)



a	▲	東京パワーテクノロジー(株)	洗浄 (固定式) 川崎市
b	■	日本海環境サービス(株)	分解 (固定式) 富山市

### (3) 未処理のPCB使用製品、PCB廃棄物の掘り起こし調査及び保管事業者等に対する指導について

各都道府県・政令市においては、基本計画に基づき、国、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力し、管内における未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するための調査（掘り起こし調査）を行った上で、未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に記載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、一日も早くJESCOへの処理委託が行われるよう、必要な指導を行う必要がある。

このため、環境省はこれまでに実施されたPCB廃棄物等の掘り起こし調査の実施結果を踏まえ、平成30年8月に、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)」を通知した。また掘り起こし調査の加速化に資するべく、調査対象に該当する可能性のある事業者一覧表を作成し、平成31年1月に各都道府県・政令市に提供した。

各都道府県・政令市におかれては、管内におけるPCB廃棄物等の状況を把握する際に本マニュアルを活用し、PCB廃棄物等の掘り起こし調査を実施の上、一日も早いPCB廃棄物の処理完了に向けて、適切な対応をお願いしたい。また、法に基づく報告徴収・立入検査権限も活用し、掘り起こし調査の早期実施・完了をお願いする。

なお、平成29年度より、「高濃度PCB使用製品等の調査経費」として地方交付税交付金の措置を講じているところ、こうした点を踏まえ、各自治体において、PCB特措法に基づく事務の適正な執行に必要な体制の整備に向け、必要な措置を講じていただくようお願いする。

環境省では、各都道府県・政令市の取組を支援するため、地方環境事務所の体制強化を行っているところ。また、今年度の請負業務において、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団により、以下の掘り起こし調査等の支援を行っており、積極的に活用されたい。【参考2】

- ・PCB全般に関する相談窓口の設置による支援
- ・各都道府県・政令市が実施する掘り起こし調査に対する支援

- ・各都道府県・政令市が実施する現地調査・立入検査に対する支援
- ・自治体担当者向け説明会の開催による支援
- ・事業者向け説明会に対する支援

## 都道府県市による掘り起こし調査の支援

参考2

- ・PCB廃棄物等の掘り起こし調査に際して、相談窓口の設置、専門家の現場派遣を実施。  
(令和元年度受託機関:公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団)

相談 窓口	(1)PCB全般に関する 相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB 廃棄物に関する日常の問合せ等への対応</li> <li>・自治体関係者や一般事業者等からの相談を受付</li> </ul>
	(2)掘り起こし調査の 相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票の記入方法等に関する問合せ等への対応</li> </ul>
専門家 派遣	(3)現地調査及び立入 検査の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体施設の現地調査や事業者への立入検査へ同行</li> <li>・PCB含有の電気工作物の見分け方の説明、助言</li> <li>安定器の設置場所、見分け方の説明、助言、調査の実演</li> </ul>
	(4)自治体担当者向 け説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所、施設課、学校教育課等の職員を対象に実施</li> <li>・内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、 判別方法など、要望に合わせて調整</li> </ul>
	(5)事業者向け説明 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事業者、保管事業者を対象に実施</li> <li>・内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、 判別方法など、要望に合わせて調整</li> </ul>

4

## (4) その他の早期処理促進策

### ① PCB廃棄物処理基金について

PCB廃棄物処理基金については、中小企業者等が保管しているPCB廃棄物の処理に要する費用の一部に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構に設置され、中小企業者の処分料金の70%軽減措置が行われている。また、「破産している法人」及び「PCB廃棄物を保管する個人（ただし、個人事業主を除く。）」については、70%軽減措置を活用しても処理ができない者がいることから、処分料金の95%軽減措置を行うこととしている。【参考3】

各都道府県・政令市におかれては中小企業者等に対し、PCB廃棄物の処理費用の軽減に関する周知を行っていただくよう引き続きお願いする。

### ② 日本政策金融公庫における貸付制度

日本政策金融公庫において、平成29年度から高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を処分しようとする中小事業者に対する貸付制度が開始された。貸付の対象は処理委託までの保管に係る費用、処理施設までの運搬費用及び処分にかかる費用（JESCOの70%補助分は除く）等のPCB廃棄物処理に必要な長期運転資金である。【参考4】

各都道府県・政令市におかれては、本貸付制度が広く活用され早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いする。

### ③ 中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO<sub>2</sub>削減推進事業

環境省では、中小企業等を対象に、PCB使用照明器具のLED照明への交換、PCB含有有無の調査の一部を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的にした補助事業を行っている。本制度が活用されPCB使用安定器の早期処理が促進されるよう、各都道府県市におかれても積極的な

周知をお願いする（執行団体：一般財団法人栃木県環境技術協会）。【参考5】

#### ④ PCB 廃棄物の早期処理に向けた普及啓発

環境省では、PCB 廃棄物の適正処理推進に向け、ポリ塩化ビフェニル廃棄物早期処理情報サイト（<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>）の開設・運営を行っているほか、テレビCMの放映、パンフレット作成・配布等を行っているところであり、PCB 廃棄物早期処理推進にあたり積極的に活用いただきたい。また、PCB 廃棄物の更なる処理推進に向けて、各都道府県市においても保管事業者等への普及啓発等を実施いただくようお願いする。

<参考>

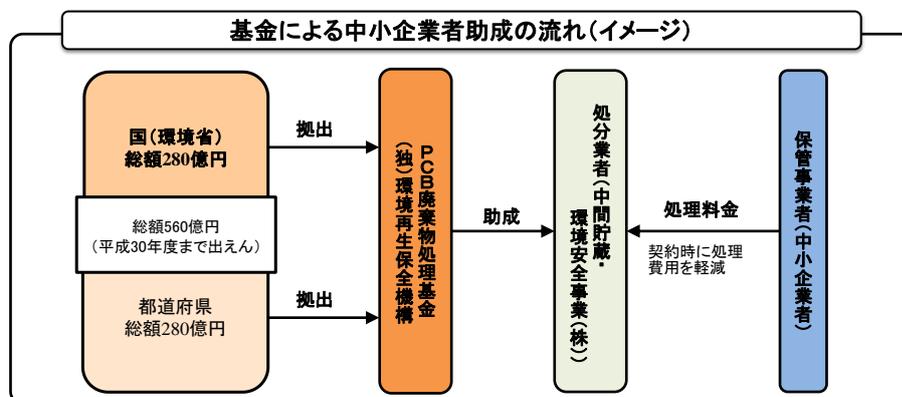
環境省 PCB 廃棄物関連ウェブサイト

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

### 中小企業者等の負担軽減措置

参考3

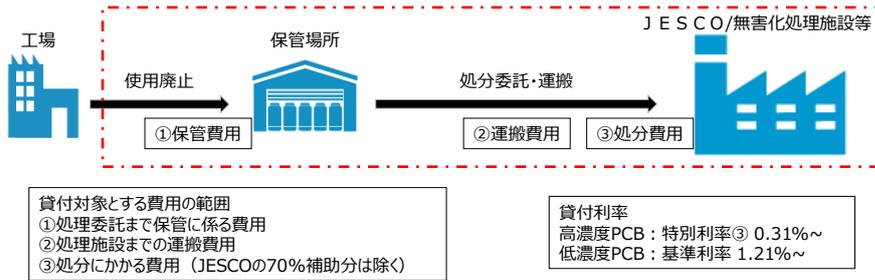
- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている。
- **中小企業者等については処分料金の70%を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人については、処分料金の95%を軽減している。**



10

## 日本政策金融公庫における貸付制度(PCB廃棄物処理に係る運転資金) 参考4

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



5

## 中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業 参考5

- 目的：中小企業等を対象に、PCB使用照明器具のLED照明器具への交換を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図る。
- 対象事業の要件：
  - (1) PCB使用照明器具の調査事業：昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査
  - (2) PCB使用照明器具のLED照明への交換事業：使用中のPCB使用照明器具のLED照明器具への交換（交換にあたってはリースによる導入も補助対象とする。）
 ※いずれも、PCB使用照明器具の早期処理が確実であること。
- 補助金の交付額：(1) PCB使用照明器具の調査費用の10分の1（上限50万円）  
(2) 工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した経費の3分の1
- 補助対象：
  - ・中小企業者 ・中小企業規模相当の法人や地方公共団体 ・個人事業主又は個人
  - ・その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 ・リース方式により照明器具を導入するリース会社
- 事業実施期間：令和2年度（※北海道・東京事業地域は令和2年度～令和4年度）



4

### 3. 昨今の廃プラスチック類等の処理状況

#### (1) 外国政府による廃棄物の輸入規制等の影響

産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、年間約700万トン程度が排出されているところ、平成29年末の中華人民共和国を始めとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置以前は、年間約150万トン程度のプラスチックくずが資源として輸出されていたが、平成30年の輸出量は約100万トン程度、平成31年の輸出量は約90万トン程度にとどまった。これらの影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じているとの声が、多くの産業廃棄物処理業者から寄せられていた。

令和2年6月9日に公表した第4回目の「外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等に関する状況調査結果」では、令和2年2月末時点において、8.0%（10件）の自治体から保管基準違反及び保管量の増加傾向を確認したとの回答があった。また、今回の調査で初めて「外国政府による廃棄物の輸入規制等に起因する可能性のある廃プラスチック類の不法投棄事案が発生した」との回答が1件あった（現在、当該自治体において詳細を調査中）。過去の調査で確認されてきた保管量増加の傾向は、これまでより緩やかになっているが、引続き保管上限超過等の基準違反が確認されており、廃プラスチック類の適正処理に支障が生ずる、あるいは廃プラスチック類の不適正処理事案が発生する可能性は、今後も継続して存在すると言える。

なお、バーゼル条約附属書改正等を受けた外国政府の動向や、新型コロナウイルス感染症に伴う国内の経済活動、廃棄物処理の状況等も踏まえながら、今後も必要に応じて、廃プラスチック類の処理のひっ迫状況や不法投棄等に関する実態把握及び自治体を含めた情報共有を進めていく。

## (2) これまでの対応状況

### ① 不法投棄の監視強化等

令和2年6月9日付けの「外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等に関する状況調査結果について（報告）」において、廃プラスチック類の不法投棄が発生しないよう普及啓発や不法投棄等の監視について、更に徹底していただくようお願いした。

なお、外国政府による廃棄物の輸入規制等に係るものとして廃プラスチック類の不法投棄等の不適正処理が確認された際には、当省宛て速やかに御一報願いたい。

### ② 廃棄物処理公社等での廃プラスチック類の受入依頼

平成30年11月16日付けで都道府県等宛て「廃棄物処理公社等での廃プラスチック類の受入について（依頼）」の事務連絡を発出した。

廃プラスチック類の不法投棄等不適正事案が発生しないよう、国内の円滑な処理に向けて、廃棄物処理公社等関係事業者（廃棄物処理センター、廃棄物処理を行う公共関与の法人などを含む）での廃プラスチック類の受入にご配意願いたい。

また、大量の廃プラスチック類の不法投棄などが発生し、緊急に処理する必要性が生じた際には、都道府県等を通じて相談させていただくこともあるので、その際は御協力願いたい。

### ③ プラスチックリサイクル施設導入に対する補助事業

中華人民共和国等の使用済プラスチック等の輸入禁止措置に対応するとともに、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保するため、プラスチックの高度なりサイクルに資する設備への補助事業を平成30年度より大幅に拡充したところであり、令和2年度も引き続き実施する予定。各都道府県・各政令市においては、プラスチックの処理を行う事業者に対して本制度を周知し、活用を促進されたい。

#### ④ 廃プラスチックの保管上限の変更に関する省令改正

増加傾向にある廃プラスチック類の受入れ先の確保とその適正保管を両立させるため、優良認定業者が、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従前の2倍とする制度改正を令和元年9月4日付けで公布し、同日施行した（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年環境省令第5号））。改正内容の詳細については、翌9月5日付で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（環循規発第19090513号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を発出しており、こちらを参照されたい。

### （3）廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）

（1）に示したような状況を踏まえ、令和元年5月20日付けで都道府県等あて「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」を発出した。本通知は、当面の対策を示しており、重要と考える事項から順に記載している。以下に主要な部分を抜粋し示すので、特に留意いただき、御協力願うとともに、貴管内の排出事業者及び処理業者への周知及び指導頂くようお願いしたい。

#### ① 広域的な処理の円滑化のための手続等の合理化について

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じたりすることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。このような廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により要請してきたところである。

特に廃プラスチック類については、国内における処理がひっ迫している状況に鑑み、広域的な処理の円滑化及び不適正処理の防止のため、これらの搬入規制の廃止、緩和を速やかに実施されたいこと。廃止、緩和が困難な場合においては、手続の合理化、迅速化を実施されたい。

## ② 排出事業者責任の徹底

排出事業者責任については、1にも述べたところであるが、廃プラスチック類の処理に関しては、令和2年2月末時点の調査において、広域的な処理に係る運搬費用の増加や廃プラスチック類の処理に係る中間処理後の二次委託先における処理料金の値上げ等により処理コストが増加傾向にあるものの、処理業者からは、これに対応するための処理料金の値上げについて、排出事業者の理解が得られないとの声も上がっていた。

各都道府県・各政令市におかれては、処理業者だけではなく、排出事業者に対しても廃プラスチック類の処理のひっ迫状況を勘案し、分別の徹底及び適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進について指導されたい。

## ③ 産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理

各都道府県・各政令市におかれては、廃棄物処理法第11条2項に規定されているとおり、市町村が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができることを踏まえ、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の処理のひっ迫の状況を勘案し、緊急避難措置として、市町村と連携して処理することについても検討されたい。

## 4. バーゼル法について

### (1) 廃棄物等の不適正な越境移動の防止について

越境移動を伴う有害廃棄物等が環境上適正に管理されることを目的とするため、1992年に「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が発効された。本条約では、有害廃棄物の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付けるものである。本条約の担保法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、いわゆるバーゼル法は、条約の発効と同年の1992年に制定され、約30年が経過した。この間、リサイクル目的での廃電子基板や使用済み鉛蓄電池の取引量が急増し、我が国から輸出された貨物が不法貨物として返送される事例の増加や、輸入における手続きの長期化など、輸出入の双方において、現行法における様々な課題が顕在化し、こうした課題を解決するために、平成29年に法改正が行われ、平成30年10月1日より改正バーゼル法が施行された。

また、令和元年4月29日から5月10日にスイス（ジュネーブ）で開催された、第14回バーゼル条約締約国会議において、我が国は、ノルウェーと共同で、リサイクルに適さないプラスチックの廃棄物を条約の規制対象とする旨を提案し、今次会合において決定された。改正附属書は令和3年1月1日に発効する予定で、それ以降、プラスチックの廃棄物の輸出入が国際的に規制されることとなる。

国内では、廃棄物処理法及びバーゼル法に基づき、有害廃棄物等の越境移動を規制しているところであり、今後、附属書の改正に対応するためのバーゼル法省令改正および規制対象の該非判断基準策定に向けて準備を進めている。

### (2) バーゼル法の運用について

#### ① 不適正輸出等の取締りに係る情報提供等のお願い

廃棄物等の不適正輸出等を未然に防止するために、環境省と地方自治体との連携した

対応が不可欠であるところ、環境省（地方環境事務所）から個別の事案につき情報提供があった場合には、廃棄物処理法に基づく厳正な対処をお願いしたい。また、排出事業者、処理事業者に関する情報提供の依頼が環境省（地方環境事務所）からあった場合にも、可能な範囲で協力をお願いしたい。また、地方自治体において、廃棄物等の不適正輸出に関与していると思われる排出事業者、処理事業者等を覚知した場合には、環境省（地方環境事務所）へ情報提供いただき、可能な範囲で協力・連携をお願いしたい。特に前述した雑品スクラップの不適正輸出の防止においては、改正廃棄物処理法において新たに規定した「有害使用済機器」の届出等の情報が重要となってくることから密な情報共有・連携をお願いしたい。また、令和3年1月1日よりプラスチックが新たにバーゼル条約の規制対象に追加されることの影響についても注視していただきたい。

なお、環境省においては、不適正な輸出入防止のより一層の体制強化を目指し、平成30年4月より、主に横浜港における対応を念頭に横浜事務所を新設したことも御承知おきいただきたい。

## ② 再生利用等事業者等の環境法令の遵守状況に関する情報提供について

平成30年のバーゼル法改正によって新設された「再生利用等事業者」等の認定審査においては、廃棄物処理法等の環境法令の遵守状況の確認が重要となっている。認定申請者の環境法令の遵守状況について環境省（地方環境事務所）から情報提供の依頼があった場合には、可能な範囲での御協力をお願いしたい。

## ③ バーゼル法等説明会に関する周知の御協力のお願い

環境省は、経済産業省と協力し、輸出入事業者等を対象とした「バーゼル法等説明会」をこれまで行ってきた。令和3年1月1日のバーゼル法改正省令の施行をみすえて、本年は全国10か所程度での開催を予定している。開催日程及び場所等の詳細については、確定次第、環境省ホームページにおいて周知する予定である。

地方自治体においては、担当者の理解向上のため、このような機会を積極的に利用いただくとともに、廃棄物等の適正な輸出入の推進に向け、関係者への周知に引き続き御協力をお願いしたい。

## 5. その他産業廃棄物処理制度の動向について

### (1) 有害物質等を含む廃棄物の適正管理について

#### ① 水銀廃棄物の処理について

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成 29 年 8 月 16 日に発効した。

水俣条約では、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することが求められており、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」（平成 27 年 2 月中央環境審議会答申）を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃棄物処理法施行令の改正を行い、廃水銀等の特別管理廃棄物への指定等については平成 28 年 4 月 1 日より施行されている。加えて、廃水銀等の処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準、廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については、平成 29 年 10 月 1 日に完全施行されたところであり、環境省が作成したガイドライン及びリーフレットを活用し改正政省令等に基づく適切な運用を行っていただきたい。

また、医療機関等に退蔵された水銀血圧計等の回収を促進するため、平成 27 年度に回収マニュアルの策定セミナーの開催等を行い、平成 28 年度からは、回収マニュアルを活用した回収事業の全国展開を促進してきた。平成 29、30 年度は、それまでの医療機関に加え、教育機関等の回収事業の促進に向け、教育機関等を対象としたセミナーを開催した。平成 30 年度からは、医療機関や教育機関等からの回収に関して、問合せ対応や計画策定の助言等を行う窓口を設置するなど回収促進事業を実施しており、令和 2 年度も引き続き実施しているので、教育委員会等への周知を始めとして、排出事業者等に御活用いただけるよう周知に御協力いただきたい。

また、本年末をもって水銀を使用した製品等の製造や輸出入が制限されることに伴い、国内で最終処分せざるを得ない廃水銀等が発生することが想定され、環境省としては、廃水銀等処理物の最終処分場が確保されることが重要と認識しているところ。今後、貴管内の廃棄物処理業者で廃水銀等処理物の最終処分場の設置について関心を示している

事業者がいれば、積極的に相談にのっていただくようお願いしたい。今後も引き続き水銀廃棄物対策について、御協力をお願いしたい。

#### <参考資料>

水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/26070.pdf>

廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令の閣議決定（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/101621.html>

水銀廃棄物関係（ガイドライン、マニュアル・リーフレット等）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

## ② 残留性有機汚染物質（POPs）廃棄物の処理について

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に対する廃棄物分野における対応としては、これまで、平成16年に「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（平成21年改訂）、平成22年に「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」（平成23年改訂）を策定し各都道府県・政令市の御協力を得ながら適正処理を進めてきているところである。令和元年に開催されたストックホルム条約第9回締約国会議（COP9）において、ジコホル並びにPFOA（ペルフルオロオクタン酸）とその塩及びPFOA関連物質（以下「PFOA等」という。）が追加されるなど、近年においても規制対象物の範囲が拡大してきている。

こうした国際的な動向も踏まえ、環境省ではPOPsを含む廃棄物の処理の在り方を検討しているところであり、本年は、PFOA等及びPOPsに指定されている臭素系難燃剤を含有する廃棄物の適正処理に関する技術的留意事項の検討を進めることを予定している。特に、PFOA等については、未利用の消火薬剤に含有されて、市中にストックされており、今後廃棄物として排出されることが想定されている。今後、環境省の動きを参照しつつ、適正処理に関する指導をお願いしたい。

### ③ 感染性廃棄物の処理について

感染性廃棄物の処理については、その適正な処理を確保するため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を作成している。「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（平成 28 年 2 月 9 日）」に基づいた、国際的に脅威となる感染症の感染が国内で確認された場合の対応方法の記載や感染症法の改正等への対応等のため、同マニュアルを改訂し、各都道府県・政令市や関連団体に周知している。

各都道府県・政令市におかれては、引き続き関係者に周知いただくとともに、感染性廃棄物の適正処理の確保を徹底していただくようお願いしたい。

なお、新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物の処理については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた環境省の対応」で詳細に記述している。

#### <参考資料>

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 30 年 3 月改訂）

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/post\\_36.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html)

### ④ 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策について

廃棄物の処理は国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、国内において新型インフルエンザが流行した場合にあっても、その事業を継続し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うことが求められる。現在、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されており、廃棄物処理における対策は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた環境省の対応」で詳細に記述しているところであるが、新型インフルエンザ対策についても引き続き講じられる必要がある。

環境省では、平成 21 年 3 月に「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定し、各都道府県・政令市へ通知した。また、廃棄物処理事業者による事業継続計画の作成について十分な取組がなされていない状況に鑑み、平成 23 年 8 月には、

事業継続計画の作成を改めて促すため、新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成し、各都道府県・政令市へ送付した。

各都道府県・政令市におかれては、管轄下の廃棄物処理事業者に対し、引き続き事業継続計画の策定についての指導、策定状況の把握等に努めるようお願いしたい。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員（感染性産業廃棄物の処理業者を含む）、対策実施に携わる公務員が優先的に予防ワクチンの接種を受けられるよう特定接種への登録を行うことができる。特定接種管理システムによって登録事業者の登録申請・変更申請、情報管理がなされており、初めての登録が平成 29 年度に完了し、平成 30 年度には、登録事業者を管轄する都道府県・市区町村にその変更申請内容の確認を行っていただいたところ。令和元年 11 月から新規登録申請、変更申請の受付が再開されたので、引き続き登録内容の確認等をお願いしたい。

<参考情報>

特定接種の概要

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108816.pdf>

特定接種管理システム

<https://tokutei.mhlw.go.jp/vaccine/logonPage.do>

## ⑤ 石綿を含む廃棄物の処理について

廃石綿等及び石綿含有廃棄物を適正に処理するためには法令の趣旨を十分に理解し、遵守することが必要である。特に石綿含有廃棄物は、今後、建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想され、これらの石綿含有廃棄物等を滞ることなく処理を進めることはもちろんのこと、処理の過程で石綿を飛散させない適切な対策と十分な管理を行うことが重要である。

各都道府県・政令市におかれては「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」に則し、石綿含有廃棄物等の適正な処理に向け指導の徹底を図るとともに、平成20年5月16日付け「産業廃棄物に関わる立ち入り検査及び指導の強化について」（環産発第080516001号）に基づき実効性ある立入検査を実施されたい。

また、石綿を含む廃棄物に関連する動向として、大気汚染防止法改正案が令和2年5月29日に成立し、改正法では、いわゆるレベル3の建材の解体工事を新たに規制対象とすることとしている。この大気汚染防止法令の改正に伴い、廃棄物処理における取扱い等の見直しを検討しているところなので、今後の動向に御留意いただきたい。

なお、廃棄物処理法に基づく石綿の無害化処理認定事業者数は令和元年5月末現在で2事業者となっており、各都道府県・政令市においては、これらの施設に関する情報についても排出事業者等に提供いただくなど、石綿を含む廃棄物が適正に処理されるよう指導をお願いしたい。

<参考>

環境省ウェブサイト「石綿含有廃棄物等関係」

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/index.html>

## ⑥ 廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）について

環境省では、排出事業者が処理業者に対して産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の適正な提供に資するため、平成18年に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定し、平成25年6月には同ガイドラインを見直し、廃棄物データシート（WDS）の記載内容の見直しなどを行ってきた（「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）について」（環産発第1306063号））。本ガイドラインについて、引き続き、事業者、処理業者等の関係者に広く周知するとともに、廃棄物情報の適正な提供について指導の徹底をお願いしたい。

また、平成 29 年 2 月の中央環境審議会意見具申において「特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDS において具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべきである。」とされたところであり、廃棄物の処理過程における事故の防止と適正処理の確保に向けた情報伝達の制度的在り方について検討を進めているところである。

<参考資料>

廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 2 版）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

## （２）温暖化対策について

### ① 廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

熱回収（燃焼の用に供することができる廃棄物を、熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）に関しては、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を定めた循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 7 条第 3 号において、再使用及び再生利用がなされないものであって熱回収できるものは熱回収がなされなければならないとされている。

これを踏まえ、廃棄物処理施設からの一層の熱回収を促進することにより、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現することを目的として、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者（市町村を除く。）のうち、廃棄物の焼却時に一定基準以上の熱回収を行う者が都道府県知事又は政令市長の認定を受けることができることとした。熱回収施設設置者として認定を受けた者（以下「認定熱回収施設設置者」という。）は、環境省令で定める熱回収施設の技術上の基準及び者の能力の基準を満たした施設として公的に評価されることとなり、これにより、熱回収に係る意識の高い排出事業者が認定熱回収施設設置者への処理委託を行うケースが増加し、認定熱回収施設設置者の経営面

での付加価値の向上に資する効果が期待される。令和元年7月現在、16事業者が熱回収施設設置者の認定を受けている。

各都道府県・政令市におかれては、平成23年2月4日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（環廃対発第110204005号、環廃産発第110204002号）及び「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」（平成23年2月）を参照のうえ、認定をお願いしたい。

<参考資料>

廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html>

## ② 産業廃棄物処理における温暖化対策の推進について

平成27年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」を踏まえ、我が国の2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で26%削減する中期目標の達成に向けて、更には2050年に80%削減する長期目標を着実に実行するため、循環型社会の形成において天然資源の消費抑制を図るとともに、廃棄物処理分野からの温室効果ガスの一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る必要がある。また、全国産業廃棄物連合会は産業廃棄物処理業における低炭素社会実行計画の見直しを行い、産業廃棄物の焼却、最終処分及び収集運搬に伴う温室効果ガス排出削減目標について、2030年度は10%削減（2010年度比）することとし、2050年度目標のあり方・方向性については計画全体の進捗状況による検討を行うとしている。

環境省では、地球環境の保全及び循環型社会形成に資することを目的に、高効率な廃熱のエネルギー回収や廃棄物燃料製造、廃棄物燃料受け入れのための設備を導入して、地元自治体と災害廃棄物受け入れ等に関する協定を結ぶことで、地域のレジリエンスの向上に貢献し、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域活性化や地域外への資金流出防止等の複数の政策目的を達成する事業支援する「廃棄物エネルギーの

有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業」を令和2年度より実施している。

補助対象となり得る優良な事業計画がある場合には、本事業の周知をお願いする。また、政府の地方創生に係る動向を踏まえつつ、優良な事業の形成に向けて、産業廃棄物処理業者と、産業廃棄物の排出事業者及び熱・電気の利用者等との連携の働きかけ等を行っていただきたい。

#### <廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業>

- ・対象者

民間事業者等

- ・対象事業

廃棄物処理業低炭素化促進事業

- ① 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置・改良
- ② 廃棄物由来燃料製造施設及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備の設置・改良。

- ・補助額

対象経費の1／3

- ・スケジュール

令和3年度事業は来年5月中旬には公募予定。

### (3) 産業廃棄物処理業の振興策について

#### ① 産業廃棄物処理業の振興について

産業廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で必要な施設であり、循環型社会を構築する上で欠かすことのできないインフ

ラとなっている。

他方、産業廃棄物処理業は経済の静脈を担う重要な産業であるだけでなく、地方の雇用を創り出し、新たな循環ビジネスを生み出し得るものである。また、災害発生時には早急な復興・復旧に向け、その技術やノウハウを生かしつつ、自治体や関係者と連携して早期処理に取り組むことが期待されている。このように、産業廃棄物処理業は、地方創生に貢献し得る最も有力な産業の1つである。

そこで、産業廃棄物処理業者が廃棄物の適正処理等の社会的責任を果たしつつ、それ以外にも、地域経済の活性化・雇用の創出等の地方創生に貢献することとなるよう、環境省では、平成29年5月19日に「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」（産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会）を公表したところである。

同提言においては、労働力人口の減少や環境制約顕在化等の社会経済動向の変化により「悪貨が良貨を駆逐する業界」に後戻りするリスクの高まりを指摘し、それらに対応して産業廃棄物処理業が持続的な発展を遂げるために、処理業者における成長と底上げ戦略の確立と、処理業者を支援するための関係者による方策として①先進的優良企業の育成（優良認定制度の強化と有効活用等）、②排出事業者の意識改革（排出事業者責任についての周知等）、③意欲ある企業の支援体制整備（環境に配慮した契約・調達の促進等）、④優良先進事例のPR・情報発信（産業廃棄物処理業者による地域貢献のサポート等）が掲げられた。

併せて、同提言の中で関係者ごとに取り組むべき振興方策が整理され、地方公共団体の役割としては、排出事業者が処理業者を選定するに当たって、価格のみならず資源循環推進や低炭素化促進といった付加価値が評価されるよう排出事業者の意識改革を進めるための指導強化や、業界団体による処理技術や労働安全管理、経営面・法令面の課題解決の支援への協力、処理業者や再生利用先等との連携による再生材の品質基準整備、業界団体による人材確保・育成に関する取組への協力、地域における環境教育や環境学習の場としての産業廃棄物処理施設の活用等が求められている。

## ② 産業廃棄物処理業の振興に向けた取組について

廃棄物規制課では、平成 30 年 1 月に『産業廃棄物処理業振興チーム』を立ち上げて、振興施策の立案・実施に向けて体制を強化している。

平成 31 年 2 月には『特定災害防止準備金(維持管理積立金)制度の税務手続に関する手引き』を作成した。特定廃棄物最終処分場の適正な維持管理の実施を図るため、処分場設置者が維持管理積立金の積立てを行った場合には、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 20 条の 2、第 56 条及び第 68 条の 46 の規定に基づき、一定の要件のもとで、その積立額について損金又は必要経費に算入することができる税制上の特例措置がある。同特例措置は、廃棄物の最終処分場を有する処理業者の経営に資することにより、ひいては適正処理の推進につながるため、都道府県等におかれては、管内の処理業者に積極的な活用を周知いただきたい。

更に、産業廃棄物処理業者が活用可能な各省庁の支援策をまとめた『産業廃棄物処理業者が活用できる平成 31 年度政府支援策一覧の作成について』を環境省ウェブサイトに掲載しているので、併せて周知及び活用いただきたい。

## ③ 令和 2 年度税制改正要望について

廃棄物関係の税制については、下記の特例措置が講じられてきた。これらのうち、下記(ア)及び(イ)については昨年度末をもってその特例措置の期限を迎えたことから延長要望を行い、令和 2 年度税制改正大綱(令和元年 12 月 20 日閣議決定)を受けた租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)及び地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の一部改正により、下記のとおり特例措置の内容が一部変更された。また、(ウ)については今年度末をもって特例措置の期限が切れるため、現在、令和 3 年度の税制改正要望に向けた検討を進めている。については、当該制度がより一層活用され、適正処理の推進に資するよう、引き続き廃棄物処理の関係者に広く周知するようお願いする。

(ア) 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

特定廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立金の額を損金または必要経費に算入できる特例措置について、準備金積立率をこれまでの60%に引き下げた上、その適用期限を2年延長することとされた。

申請に当たっては、適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、その積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付が必要となる。対象者に積極的に利用いただくため、当該特例措置を周知にも御協力いただきたい。

(イ) 公害防止用設備（廃棄物処理施設）に係る特例措置（固定資産税）

公害防止用設備（廃棄物処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（ごみ処理施設（※1）：1/2、一般廃棄物の最終処分場（※2）：2/3、PCB廃棄物等処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設（※3）：1/2）について、その適用期限を2年延長することとされた。

こちらについても、該当する施設を有する都道府県・政令市におかれては、制度の周知にご協力願いたい。

（※1）ごみ処理施設であって、廃棄物処理法第8条第1項の許可に係るもの。

（※2）一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第8条第1項の許可に係るもの。

（※3）PCB廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定または第15条の4の4第1項に係るもの、石綿含有産業廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定または第15条の4の4第1項に係るもの。

(ウ) 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

廃棄物処理事業を営む者が最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油引取税の課税を免除する特例措置。（適用期限：令和二年度末まで）

**④ 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の策定・活用について**

平成 24 年に成立した中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等は、経営力向上のための人材育成、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣（廃棄物処理業については地方環境事務所長）に申請し、認定を受けることにより、税制措置や各種金融措置の対象となるため、当該制度が活用されるよう、必要に応じて管内市町村及び廃棄物処理業者への周知をお願いしたい。

<参考資料>

経営サポート「経営強化法による支援」（中小企業庁）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

**⑤ 公共関与等による施設整備の推進について（廃棄物処理センター制度）**

環境省では、公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、廃棄物処理法第 15 条の 5 の規定に基づき、公的主体の関与した一定の法人等を廃棄物処理センターとして指定するとともに、これらが廃棄物処理施設の整備を図ることによる維持管理や事業運営等についての知見を得ることを目的に財政上の支援（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）等を行っている。また、産業廃棄物最終処分場の残余年数については、現時点においては目標を達成しているものの、最終処分場の新たな整備が困難な状況が見られること、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたインフラ更新による影響が想定され

ることから、引き続き最終処分量の削減や最終処分場の確保に向けた取組が必要となっている。以上のことから、産業廃棄物の適正な処理に必要な施設の確保に向け、これらの制度の積極的な活用についての検討をお願いしたい。

なお、廃棄物処理センターの目的の一つとして、広域的な処理の確保に資することが挙げられる。課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業において、他地域の廃棄物の受け入れを排除している場合は、事業の採択が困難になることを御留意いただきたい。

#### <廃棄物処理センターの指定状況>

平成 30 年 5 月現在、岩手県、愛媛県、香川県、新潟県、高知県、三重県、宮崎県、島根県、茨城県、佐賀県、山梨県、滋賀県、愛知県、熊本県、鹿児島県、兵庫県、沖縄県及び鳥取県の 19 法人（岩手県内 2 法人）について指定を行っている。

#### <課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の概要>

- ・ 廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の一層の適正化を図る上で必要とされる取組に対し、各都道府県・政令市の出資（補助を含む。）額の同額を国庫補助。（ただし、施設整備費の 1 / 4 が上限）
- ・ 都道府県ごと、施設の種類ごとに 1 つに限り補助対象。
- ・ 補助対象施設：管理型最終処分場、安定型最終処分場、遮断型最終処分場
- ・ 対象事業者：廃棄物処理センター、広域的廃棄物処理センター、PFI 選定事業者

## ⑥ 優良産廃処理業者認定制度について

### (ア) 優良産廃処理業者認定制度の概要について

優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度として、平成 23 年に優良産廃処理業者認定制度が施行している。この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る 5

つの基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的としている。本制度による優良基準の適合確認の実績は、令和2年4月30日現在で、11,213件（1,332事業者）となっている。本制度により、域内における産業廃棄物処理業の健全な発展を図ることで、不法投棄・不適正処理の撲滅につながるものと考えられる。各都道府県・政令市におかれては、引き続き本制度の運用と周知に格段の御協力をお願いするとともに、優良認定業者に対して各都道府県・政令市が独自に優遇措置を講ずるなどの本制度の積極的な推進をお願いしたい。

優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、当該事実を産廃情報ネット上で遅滞なく公表することが必要である。

優良産廃処理業者が産廃処理市場で積極的に支持されるためには、排出事業者が優良認定業者の情報を広く周知し、優良認定業者の活用を促すことが必要である。また、本制度の信頼性を保つために、各都道府県・政令市においては、新たに優良認定等を行った場合、優良認定業者の代表者名等の変更があった場合や優良認定を受けた処理業者が認定の要件に該当しない事態に至った場合には、産廃情報ネットや優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんぱいナビ）に反映させる必要があるため、遅滞なく御報告いただくようお願いしたい。

また、優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準については、各都道府県・政令市において当該基準への適合性の判断に係る考え方が必ずしも統一されていないことから、優良認定を伴う許可に係る許可の更新の申請を行おうとする産業廃棄物処理業者に無用な負担を生じさせているとの指摘や、企業の実務運営等にそぐわない過度に厳格な運用により優良認定が受けられないとの指摘もなされているところである。

これらの指摘を踏まえ、平成 30 年 2 月 2 日付けで廃棄物処理法施行規則を改正し、財務諸表等の公表については、企業の実務運営等に則した取扱いがなされるよう、規定の趣旨を明確化したところである。これに合わせて、同日付けで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（環循規適発第 1802021 号・環循規発 1802021 号）の通知を発出している。

また、財務諸表等以外の公表事項についても、優良認定制度の趣旨を踏まえて各都道府県・政令市において制度の適切な運用がなされるよう、平成 30 年 6 月 8 日付け「優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について」（環循規第 1806081 号）を発出し、事業の透明性に係る基準への適合性の判断等に係る考え方を示したところである。

加えて、平成 29 年より中央環境審議会において、制度の見直しが取り上げられ、認定の数と質の両面の向上が必要という認識の下、認定業者の信頼性の向上や情報公表に係る事項、財務要件の見直し等の認定基準の見直し・強化に加えて、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置の検討等が必要とされた。この意見具申を踏まえ、平成 30 年から有識者等による「優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会」を開催し、制度の運用改善、認定要件の見直し、制度の活用促進等についての検討を行い、その結果を取りまとめ、施行規則に反映させる制度改正を行った（令和 2 年環境省令第 5 号）。改正規則の完全施行は令和 2 年 10 月 1 日からとなるため、各都道府県におかれては経過措置に留意しつつ、新基準に基づいた審査を実施していただきたい。

#### <参考情報>

産廃情報ネット

[http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index\\_main.php](http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_main.php)

優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんばいナビ）

<http://www3.sanpainet.or.jp/>

優良産廃処理業者認定制度

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

## (イ) 環境配慮契約法との関係について

環境配慮契約法に基づく基本方針において、契約類型として「産業廃棄物の処理に係る契約」が位置付けられている。これにより国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託においては、基本方針に規定する環境配慮契約を推進することとされているところである。産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約においては、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を評価し、一定基準を満たした事業者のみに入札参加資格を与える裾切り方式を採用することとされている。このうち、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績の基準は、優良産廃処理業者認定制度の優良基準とほぼ同じとなっており、優良認定業者が国及び独立行政法人等が行う産業廃棄物の処理委託に係る入札において有利な立場になる仕組みとなっている。

国及び独立行政法人等における平成 30 年度の産業廃棄物処理委託の契約実績において、環境配慮契約未実施の場合は、優良認定業者と契約した件数の割合が 41.4%であったのに対して、環境配慮契約実施の場合は 78.7%であり、環境配慮契約の実施は入札時における優良認定業者の参入を促す要因の一つとなっている。

地方公共団体については、環境配慮契約を推進する努力義務を有しており、関係部署と連携し、環境配慮契約に積極的に取り組まれるとともに、環境配慮契約の実施の際には、入札時における優良認定業者の参入の促進に積極的に取り組まれない。

### <参考情報>

環境配慮契約について

<http://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

環境配慮契約法「産業廃棄物の処理に係る契約」パンフレット

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/pamph03\\_hairyo.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/pamph03_hairyo.pdf)

## ⑦ 広域認定制度・再生利用認定制度について

広域認定制度は、製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造・加工・販売等の事業を行うものが広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものと認められる産業廃棄物の処理を促進するため、廃棄物処理業の許可を不要とする環境大臣認定制度である。平成15年12月の運用開始以降、順調に認定件数が伸びてきており、産業廃棄物については令和2年3月末現在で294件となっている。最近、販売促進のツールとして、あるいは単なる業許可逃れのために本制度を取得しようとする相談が散見されるが、そもそも本制度の趣旨は、拡大生産者責任により、製造事業者等自身が自社の製品の再生・処理の行程に関与することで、効率的な再生利用、減量等を推進し、適正処理を確保するとともに、再生・処理しやすい製品設計への反映を進めることであることから、各都道府県・政令市において事業者等へ本制度の活用を紹介する場合には、本制度の趣旨を適切に説明願いたい。なお、広域認定制度の概要及び申請の手引き（最終改定：平成30年9月）については、申請書等の様式とともに環境省のホームページで公開しており、参考にされたい。

再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、廃棄物処理業及び処理施設設置の許可を不要とする制度であり、平成9年12月の運用開始以降、廃ゴム製品、廃プラスチック類、廃肉骨粉、金属を含む廃棄物等について認定が行われており、産業廃棄物については令和2年3月末現在の認定数は64件となっている。認定の対象となる廃棄物は、生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定し、環境大臣が個別に告示により指定することとなっており、当該告示に適合する再生利用については積極的に本制度を活用するよう、事業者等へ周知願いたい。なお、申請の手引き（最終改定：平成30年10月）については、申請書等の様式とともに環境省のホームページで公開しており、参考にされたい。

環境省では、広域認定業者や再生利用認定業者に対し定期的な立入検査を実施し、法

令の遵守について指導しているところである。各都道府県・政令市は廃棄物処理法に基づき広域認定業者や再生利用認定業者に対する報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を有していることから、広域認定業者や再生利用認定業者に対する指導内容等について引き続き協力いただき、情報を提供頂きたい。

また、3Rの推進の観点から、積極的に再生資源を用いた製品や広域認定によりリサイクル体制ができている製品の調達を行うよう併せてお願いしたい。

#### <参考情報>

広域認定制度の概要及び申請の手引

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

再生利用認定制度申請の手引き

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sai-nin/index.html>

## (4) マニフェストについて

### ① 電子マニフェストの普及状況

電子マニフェストは、排出事業者や処理業者にとって事務の効率化や情報管理の合理化につながることに加え、各都道府県・政令市における監視業務の効率化、不適正処理の原因者究明の迅速化や廃棄物処理システムの透明化を図ることができるなどメリットが大きい。平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、電子マニフェストの普及率を2022年度（令和4年度）において70%に拡大することを目標に掲げ、平成30年10月に策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき各種施策を推進しているところであり、令和2年6月末現在の普及率は63%となっている。

各都道府県・政令市におかれては、上記目標の達成に向け、排出事業者や処理業者への普及啓発、公共事業や庁舎から排出される産業廃棄物の処理を委託する場合における電子マニフェストの率先活用、廃棄物処理センター等の公共関与の処理施設での電子マ

ニフェスト利用促進など、電子マニフェストの普及促進につき格段の御協力をお願いしたい。

また、本年4月1日より電子マニフェストの一部義務化が施行されたところ。各都道府県・政令市におかれては、電子マニフェストの使用義務者となる排出事業者に対し、電子マニフェストの使用義務が履行されているか立入検査等を通じて確認するようお願いしたい。なお、昨年度情報提供いただいた特別管理産業廃棄物多量排出事業者と電子マニフェスト利用者とのマッチング結果を自治体ごとにフィードバックしているので、指導の際に活用されたい。併せて、電子マニフェスト導入済みの排出事業者において廃棄物引渡し後の迅速な登録が徹底されるよう、これらの事業者への周知についても御協力をお願いしたい。

## ② 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計結果の活用等について

排出事業者が産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用した場合、排出事業者から各都道府県・政令市への産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「報告書」という。）の提出が必要となる。

報告書の情報については、産業廃棄物の排出状況を把握する上で重要なものであることから、各都道府県・政令市におかれては、管下の循環型社会形成に向けた計画や都道府県廃棄物処理計画の立案、産業廃棄物処理業者への立入検査等に活用されたい。

また、各都道府県・政令市からの報告書の集計結果に係る情報提供については、当分の間、「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について（依頼）」（平成20年6月27日付け事務連絡）に基づく各都道府県・政令市から報告書の集計結果に係る

情報の提供を休止することとしている（平成29年3月31日付け「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について（通知）」（環廃産発第1703317号））。

## (5) 報告書等の様式の統一について

産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、施行規則により様式が定められているが、一部の各都道府県・政令市において、義務付けではないとしつつも必要な事項として記載事項を追加するなど、様式の記載事項を独自に追加又は省略している事例が散見されている。「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）においても、これらの報告書等の様式の統一化等のため、必要な措置を講ずることとされたところ。また、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「地域の実情に応じた各都道府県・政令市の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべきである。」旨の指摘を受けているところである。

これらを受けて、平成30年度に実態把握の調査を行わせていただいたところ、規則で定められた様式に独自に項目を追加した様式を用いている自治体が約2割程度となっており、各都道府県の事務の実情に合わせてフォーマットの加工等を行っている状況であった。この調査を受け、様式を統一するよう通知（平成31年3月29日付け「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について（通知）」）を発出し、産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式の電子データについて環境省HPにアップした。現在、当該通知を受けた各都道府県等の対応状況について、省令様式あるいは環境省ウェブページ掲載のエクセルデータを利用しない都道府県等にその理由も含めて確認する調査に着手しており、調査結果を踏まえ分析を行い、今後の対応について検討する予定であるため、該当の都道府県・政令市においては、調査の際は御協力いただくとともに、事業者の事務負担の軽減の観点から改めて省令様式に統一されるようお願いしたい。少なくとも、事業者による省令様式での提出を拒否しないようお願いしたい。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について

(規則様式等についてもこちらに掲載)

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000651.html>

## (6) 不法投棄等の不適正処分対策について

各都道府県及び政令市の協力を得て取りまとめた「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成30年度)」によると、平成30年度に新たに判明したと報告された不法投棄は、件数が155件(前年度163件、-8件)、投棄量は15.7万トン(前年度3.6万トン、+12.1万トン)であった。ピーク時に比べて件数・量ともに減少傾向にあるものの、依然として毎年新たな不法投棄が報告されており、撲滅には至っていない。

また、平成30年度に新たに判明したと報告のあった不適正処理は、件数が148件(前年度161件、-13件)、不適正処理量は5.2万トン(前年度6.0万トン、-0.7万トン)であった。

なお、平成30年度末における不法投棄等事案は、残存件数が2,656件(前年度2,630件、+26件)、残存量は1,561.4万トン(前年度1,559.4万トン、+2.1万トン)、そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあり、それらの支障の除去等に着手している又は計画的に実施すると報告のあった事案は103事案であった。

<参考資料>

・産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成30年度)について

<https://www.env.go.jp/press/107565.html>

### ① 未然防止・拡大防止対策

環境省では、未然防止及び拡大防止対策を強化するため、国、各都道府県・政令市、市民等が連携して具体的な監視活動や啓発活動を一斉に実施するなど、取組強化を図っ

てきたところである。引き続き、国と各都道府県・政令市が緊密に連携し、監視活動等を推進するとともに、産業廃棄物の実務、関係法令等に精通した専門家チームを派遣して原因者への責任追及や支障除去の手法等を助言することにより各都道府県・政令市を支援する「不法投棄等事案対応支援事業」を実施するなど、未然防止・拡大防止のための取組を推進していく所存である。

各都道府県・政令市におかれても、引き続き、地方環境事務所との連携を図り、不法投棄等対策を強力に推進し、対応に万全を期されたい。併せて、不法投棄等対策には、未然防止はもとより早期発見、早期対応による拡大防止が重要であることから、監視や立入検査を強化し、事案が確認された際には、「行政処分の指針について」（環循規発第18033028号平成30年3月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、生活環境の保全を図るため、権限の行使を怠ることなく措置命令を発出するなど、行政処分等を速やかにかつ厳正に実施されたい。

## ② 支障除去等に対する支援

### (ア) 産廃特措法に基づく支援

平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等を対象とする産廃特措法については、その期限が令和4年度末とされている。同法に基づき、生活環境保全上の支障等を除去するための実施計画を策定し、平成25年3月末までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県・政令市においては、支障除去等事業が計画期間内に完了するよう着実に実施されたい。

### (イ) 廃棄物処理法に基づく支援

平成10年6月17日以降に行われた不法投棄等については、廃棄物処理法に基づく基金から支援を行ってきたところである。当該基金は、国と産業界が協力して造成しており、産業界の負担については、平成27年度から、マニフェストを頒布等している団体等

の協力を得ている。引き続き、基金を通じて国及び産業界による支援を行い、不法投棄等による支障の除去等を推進していくが、不法投棄等の事実を把握しながら行政措置がきわめて不十分であった事案等、行政対応が十分とはいえない事案については、支援の対象外となるので、支援を希望する各都道府県・政令市におかれては、十分留意願いたい。

また、各都道府県・政令市において基金の支援を受けようと検討される際には、環境省及び同基金が設けられている公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に早めに連絡いただきたい。

なお、現行の支障除去等に対する支援のあり方について、点検・評価を行うため「令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会」を設置した。令和2年秋頃の報告書取りまとめを目指し、概ね1ヶ月に1回、検討会を開催することとしており、第1回目の検討会を明日8月5日にオンラインで開催する。

## (7) 廃棄物処理法関連法令の運用について

### ① 許可事務通知の改正について

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布され、成年被後見人等であるか否かにかかわらず、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」及び当該者を役員等とする者は許可を受けることができないこととされた。この改正を受け、許可事務通知についても令和2年3月30日付けで改正を行った。成年被後見人等の規定に関する改正内容の詳細と運用方針については、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）」（環循適発第1911211号、環循規発第1911212号令和元年11月21日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）を発出しており、こちらを参照

されたい。また、この他の通知改正の内容として、5%株主が外国法人の場合の登記事項証明書<sup>1</sup>の提出についての追記したほか、合併等に伴う許可申請の際の提出書類の扱い及び効力発生日前の審査についての追記したため、こちらも御確認と運用をお願いしたい。

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）

<http://www.env.go.jp/hourei/add/k069.pdf>

## ② 添付書類の電子化、押印省略及び統一書式の利用について

「デジタルガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）にて、行政機関等への各手続における登記事項証明書の添付省略を可能とすることが記載されており、これについて産業廃棄物に関連する各種許認可についても、添付書類として求めている登記事項証明書の電子化を進めることとなった。具体的な方法については、行政機関向けに共通APIやGUI機能を提供し、法人の登記情報の提供を可能とする仕組みを構築することを予定しており、今後の導入に向けた協力をお願いしたい。

また、「規制改革実施計画」にて押印の全面見直しが推進されることとなったことに伴い、規則様式にて押印を求めているものについて、今年度中に改正を予定している。

各産業廃棄物処理業等の許可申請書の添付書類の様式については、従前より標準様式に統一するようお願いしてきたところであるが、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、事業者の事務を軽減する観点から、一部の産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類等様式の統一を進め、周知をしていくべき旨の指摘を受けたこと等を踏まえ、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る許可申請書等の添付書類の様式について、廃棄物処理法施行規則において定めた（平成29年10月1日施行）ので、同様式に統一されたい。

なお、先行許可証の提出をもって、許可事務において添付書類を一部省略することができることについては、従前より通知してきたところであるが、本制度を一層積極的に活用されたい。自治体によっては、法定書類以外の書類を追加請求するところもあるが、不合理な追加書類については撤廃を検討されたい。更新許可手続き等について、事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように審査の迅速化を行っていただくようお願いしたい。

### ③ 条例等による独自規制について

流入規制や住民同意等の地方自治体独自の対策は、他人の不要物を自区域で処理することに対する忌避感や、都道府県域を越えて搬入された産業廃棄物の不適正処理が多発してきたこと等から生ずる産業廃棄物の処理全体に対する住民の不信感等を背景に、一部の地方自治体が導入してきたものである。

しかしながら、これらの取組が産業廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するものとならないよう、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により周知してきたところである。特に廃プラスチックや災害等により発生した産業廃棄物を広域的に処理するに当たり、流入規制等が円滑な処理の妨げになり、不適正処理を招く可能性がある。不必要な独自規制についてはその廃止、緩和を速やかに実施されたいこと。廃止、緩和が困難な場合においては、手続の合理化、迅速化を実施されたい。

また住民同意については、平成 29 年 2 月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「実質的な住民同意についても、その実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」旨の指摘を、受けているところである。

#### ④ 漁業系廃棄物処理ガイドラインの改訂について

漁業生産活動及びこれに付随する行為に伴って生ずる廃棄物（以下「漁業系廃棄物」という。）等の発生抑制、再使用、再利用、熱回収及び適正な処理の確保を図るため、平成3年に作成された「漁業系廃棄物処理ガイドライン」を改訂し、令和2年5月29日に公表し、各都道府県・政令市に通知した。

改訂されたガイドラインにおいては、廃棄物処理法のうち漁業系廃棄物の処理に関連する最新の規制等の内容を反映しているほか、漁業者の廃棄物処理に役立つ情報（自己処理や処理の委託先、契約内容等に関する情報）を盛り込み、漁業系廃棄物等の発生抑制や循環的な利用（再使用、再生利用等）に資する情報を充実させている。

また、漁業系廃棄物の計画的処理の推進について、水産庁でも漁業系廃棄物計画的処理推進指針を作成している。この指針は、漁業者による自らの漁業系廃棄物の計画的な処理及び漁業者団体等の主導による地域で大量に発生する同一種類の漁業系廃棄物の集団的かつ計画的な処理の推進を目的としており、本ガイドラインと併せて関係者にご周知願いたい。

漁業系廃棄物処理ガイドライン（本文、参考資料、概要資料、パンフレット、関連通知等）

[http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline/gyogyokei/post\\_55.html](http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline/gyogyokei/post_55.html)

#### ⑤ 廃棄物該当性の判断について

廃棄物処理法第2条において、廃棄物とは、「汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている。下記の参考を含め、これらについて、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、近年、循環資源の再生利用等が一層活発化し、循環型社会の形成が着実に進んでいると認識している。ただし、循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であるから（循環型社会形成推進基本法第2条）、循環型社会の形成推進に当たっては生活環境の保全、廃棄物の適正処理の推進並びに不法投棄及び不適正処理の防止が重要であることは言うまでもなく、資源の有効利用などと称した廃棄物の不適正処理に対しては厳正に対処し、廃棄物行政に対する国民の不信を招くことがないように留意されたい。

<参考資料>

「行政処分の指針」（平成30年3月30日環循規発第18033028号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k068.pdf>

「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成17年7月25日環産発第050725002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/kensetu\\_tuuti.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/kensetu_tuuti.pdf)

「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg\\_ref/no\\_13032911.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_13032911.pdf)

バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h25-01.pdf>

「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg\\_ref/no\\_1306281.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306281.pdf)

「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg\\_ref/no\\_1306282.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306282.pdf)

「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年上期に講ずることとされた措置（廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化）について

<http://www.env.go.jp/recycle/%E3%80%90%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E7%89%88%E3%80%91130628%E4%BA%8B%E5%8B%99%E9%80%A3%E7%B5%A1%EF%BC%88%E8%A6%8F%E5%88%B6%E6%94%B9%E9%9D%A9%E9%80%9A%E7%9F%A5QA%E6%94%B9%E6%AD%A3%EF%BC%89.pdf>

## ⑥ 産業廃棄物処理業者による違法な廃棄物回収対策について

近年、産業廃棄物処理業者が一般廃棄物処理業の許可等を有しないまま一般家庭から排出される使用済家電製品等の収集又は運搬を行う事案が見受けられるが、これらの者に対しては、一般廃棄物である使用済家電製品等の回収又は廃棄物回収業者等からの一般廃棄物である使用済家電製品等の引受けはできない旨、周知していただくようお願いする。また、産業廃棄物処理業の新規許可時及び許可の更新時においては、適切な指導を行うとともに、悪質な場合には、産業廃棄物処理業の許可の取消し処分又は産業廃棄物処理業の許可の更新申請に対する不許可処分も念頭に厳正に対処されたい。

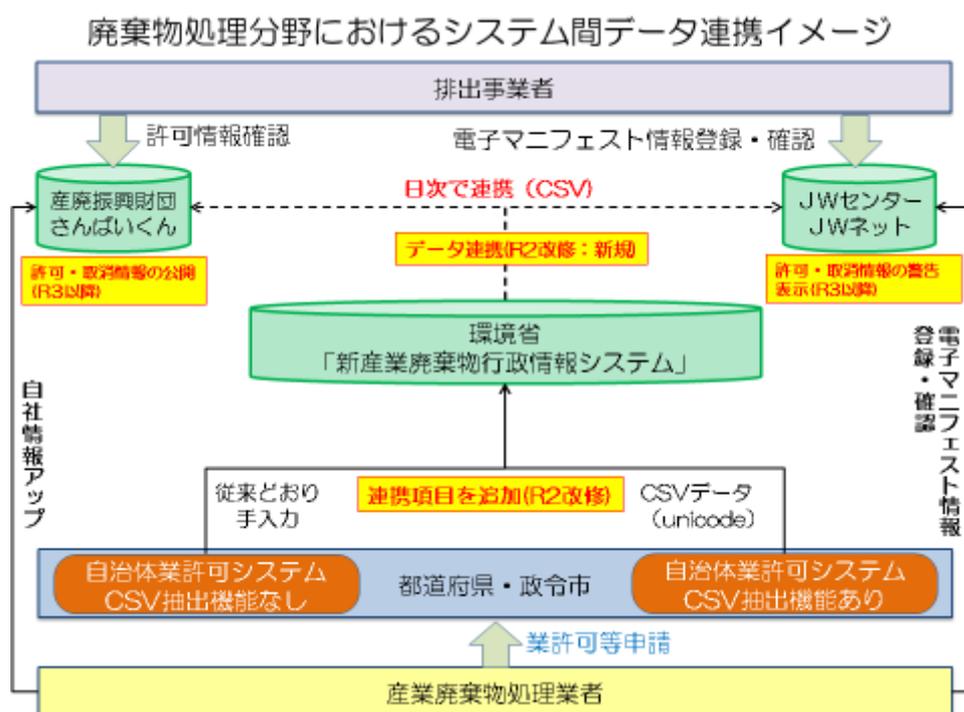
各都道府県・政令市においては、違法な使用済家電製品等の回収に対する取締りの強化等に御尽力いただいているところであるが、人口規模の小さな市町村では対応に苦慮している場合もあることから、貴管内においてイニシアチブを発揮し、市町村や都道府県警察、地方環境事務所とも連携の上、今後も継続して違法な使用済家電製品等の回収に対応していただくとともに、県民及び県内事業所に対しても、使用済家電製品等を排出するに当たっては、違法な廃棄物回収業者を利用しないことについて普及啓発の徹底をお願いしたい。

## ⑦ 電子申請の推進について

平成 29 年 2 月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会意見具申）」において、許可申請等の負担軽減や合理化について、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供や行政運営の効率化の観点から、電子申請の活用を進めるべきであるとされた。また、政府全体においても、「デジタルガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）の策定などにより、更なる電子化の推進を図っており、環境省としても政府全体の動きと連携を図りながら必要な検討を行うこととしている。

環境省においては、平成 30 年度に「廃棄物分野の情報の電子化に関する検討会」を開

催し、産業廃棄物行政情報システムと電子マニフェストシステム及び産廃振興財団システム「さんばいくん」とのデータ連携を行い、産業廃棄物の適正処理を図ることが望ましいとの結論を得たことから、現在、データ連携のためのシステム更改を進めているところ。各都道府県・政令市におかれても、加速化するデジタル化社会の到来や感染症拡大防止を見据え、非対面型で対処できる業務を洗い出し、出来るところから電子化するなど電子化に積極的に取り組まれない。



## ⑧ 建設汚泥処理物等に係る再生利用について

建設汚泥やコンクリート塊については、建築物等インフラが更新時期を迎えていること等により、今後発生量の増大が見込まれていることから、その再生利用をより一層推進する必要がある。

例えば建設汚泥処理物等については、平成 29 年 2 月に取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（中央環境審議会意見具申）」において、土地造成に用いる建設

資材等と称して不法投棄される等の不適正処理のおそれがあることも指摘されている一方、「不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現する」観点から、「再生利用に係る要件や廃棄物処理法における再生品の扱いについて認識を共有することが重要であることから、関係者による建設汚泥等の有用活用や広域利用に係る検討結果を踏まえつつ、（中略）必要な措置を講ずるべき」旨の指摘を受けている。

これらの課題解決のためには、不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現することが重要であるが、特に建設汚泥については、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用指定制度を活用した適正な再生利用の促進を期待しているところであり、各都道府県・政令市においては、平成18年7月4日付け「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」（環廃産060704001号）で示した考え方を踏まえ、当該指定制度の積極的な運用に努められたい。

また、仕様書等で規定された用途及び需要に照らして適正な品質及び数量である建設汚泥処理物等が、飛散・流出又は崩落等の生活環境の保全上の支障や品質の劣化を発生させずに適切に保管され、当該仕様書等に従って客観的にみて経済的合理性のある有償譲渡として計画的に搬出され、再生利用されることが確実であることが確認できる場合は、建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えて当該建設汚泥処理物等が建設資材等として製造された時点において、有価物として取り扱うことが適当であり、このことを建設汚泥処理物等に係る処理業者や製造業者とは独立・中立的な第三者が、透明性及び客観性をもって判断する場合も同様に扱うことが適当であることから、令和2年7月20日付け「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて（通知）」（環循規発第2007202号）を各都道府県・政令市に発出し、再生利用されることが確実である建設汚泥処理物等の取扱いについて明確化したところであり、再生利用指定制度の活用と併せて建設汚泥処理物等の適正な再生利用を積極的に推進されたい。

## ⑨ 建築物の解体時の残置物の取扱いについて

建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本である。そのため、解体予定建物中に残置された廃棄物（以下「残置物」という。）がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が、解体工事の施工に先立って、その責任において処理をすることが原則である。なお、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。各都道府県・政令市においては、解体工事の施工に先立って残置物が発生しないように、残置物の排出者である元々の占有者が適切に処理をするよう周知・徹底に努めていただきたい。

なお、一般廃棄物については、その処理について市町村が統括的処理責任を有するところ、残置物の排出者である元々の占有者が、倒産、夜逃げ等において所在が不明である場合等、元々の占有者による適切な処理が行われない場合等において、解体工事から排出される廃棄物の処理業者等から、残置物の処理等についての問い合わせ・相談などがあつた際には、当該市町村における処理方法（排出方法、市町村が自ら処理しない物については連絡すべき処理業者等）を示す、又は適正な処理業者に対して市町村が処理を委託するなど、廃棄物処理法に従った適正な処理を行っていただきたい。この問題については、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。」とされており、これを受け 環境省では、「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」（環循適発第 1806224 号、環循規発第 1806224 号平成 30 年 6 月 22 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）をとりまとめ、周知している。

また、既存建物の解体撤去を伴う建築工事における、既存の杭・地下躯体・山留め壁等の取扱いについて、令和 2 年 2 月に一般社団法人日本建設業連合会にて「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」を取りまとめているため、参考にされたい。

<参考資料>

建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）

<http://www.env.go.jp/hourei/add/k072.pdf>

既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン（一般社団法人 日本建設業連合会）

[https://www.nikkenren.com/kenchiku/pdf/underground\\_guidline.pdf](https://www.nikkenren.com/kenchiku/pdf/underground_guidline.pdf)

## （８）その他の取り組みについて

### ① 産業廃棄物処理業からの暴力団排除

今日、多くの企業は、企業倫理として暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組を進めているところであるが、暴力団排除意識の高い企業であったとしても暴力団関係企業等と知らず、結果的に経済取引を行ってしまうケースがあることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組を一層推進する必要がある。

このような共通認識の下、平成 19 年 6 月 19 日に開催された第 3 回犯罪対策閣僚会議幹事会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「企業指針」という。）が同幹事会申合せとして了承され、同年 7 月 3 日に開催された第 9 回犯罪対策閣僚会議にその旨報告がなされた。（企業指針については、首相官邸の犯罪対策閣僚会議のホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/index.html>)から全文の閲覧が可能となっている。）。

これを受け環境省では、産業廃棄物処理業界からの暴力団排除を強力に推進するため、同年 7 月 17 日付け依頼文（環廃産発第 070717002 号）により各都道府県・政令市に産業廃棄物処理業界等への周知徹底を依頼し、産業廃棄物処理業界へのより一層の周知を図るため、同様の依頼を社団法人全国産業廃棄物連合会（現：公益社団法人全国産業廃棄物連合会）に行うなど、経済界、産業廃棄物処理業界との各種会合において普及活動を

積極的に行ってきた。また、平成 21 年度からは、年 3 回程度、自治体職員、産業廃棄物処理業者を対象とした暴力団排除講習を実施している。

平成 25 年 5 月 28 日に開催された犯罪対策閣僚会議においても、「公共事業等及び起業活動からの暴力団排除の取組」、「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組」が議論されるなど、政府が一丸となって暴力団排除対策を推進していることが確認されたところである。各都道府県・政令市におかれても、同様に暴力団排除対策について強力に推進されるようお願いしたい。

なお、令和 2 年度も、産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講習会を開催することとしているので、関係職員に積極的に御参加いただくとともに、開催地及び開催地周辺の自治体にあつては、管轄区域内の産業廃棄物協会、産業廃棄物処理業者に対しても参加を積極的に呼びかけていただくよう御配意願いたい。

## ② 行政情報システムの運用について

産業廃棄物行政情報システムは、産業廃棄物処理業者等に係る情報を適切に管理するとともに、各都道府県・政令市が行う産業廃棄物行政に係る事務の円滑化を図ることを目的として設置されたものである。

産業廃棄物行政情報システムは、令和 2 年度から 3 年度にかけて、さんばいくん及び電子マニフェストシステムとのデータ連携等のため、システム更改を進めている。各都道府県・政令市には、システム更改後は廃棄物の種類や処理方法等の許可明細情報についても入力をお願いすることとなるので格段の御協力をお願いしたい。これらの情報を「さんばいくん」で公開することにより、排出事業者が適切な処理業者を選択することが可能となるほか、電子システムと連携することにより、許可期限の切れた処理業者への委託や許可された廃棄物以外の廃棄物の委託を検知できるようになり、適正処理を図ることが可能になる予定である。

なお、データ連携が最大の効力を発揮するためには、産業廃棄物処理業の許可情報及

び行政処分情報が漏れなく産業廃棄物行政情報システムに登録される必要があることから、各都道府県・政令市においては、産業廃棄物行政情報システムへの情報の登録が迅速・確実に行われるよう、担当者に周知願いたい。加えて、廃棄物の種類や処理方法についての入力項目が増えることから、必要に応じ、自治体システムの改修を行うなど対応をお願いしたい。

### ③ 使用済太陽光発電設備の廃棄について

使用済太陽光発電設備を廃棄する場合には、資源循環の観点からリユース、リサイクルを推進することが望まれるところであるが、使用済太陽電池モジュール等の最終処分に当たっては、一般的には、産業廃棄物の品目である「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」の混合物として取り扱われる。太陽電池モジュールは電気機械器具に該当することから、埋立処分する場合には、廃プラスチック類を最大径おおむね 15 センチメートル以下になるよう破砕等を行った上で、管理型最終処分場に埋め立てることが必要である。また、太陽電池モジュールを構成している太陽電池セルは、太陽光が当たることにより電圧が生じ、感電するおそれもあることから、各都道府県又は政令市にあつては、これらに留意することなど、排出事業者又は産業廃棄物処理業者を適切に指導・監督されたい。

なお、これらの詳細項については、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第 2 版）」（平成 30 年）を参照されたい。

#### <参考資料>

「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第 2 版）」（平成 30 年）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

#### ④ 産業廃棄物に係る調査の早期化等について

産業廃棄物排出・処理状況調査、産業廃棄物処理施設状況調査及び産業廃棄物行政組織等調査などの廃棄物処理法の施行状況等の調査については、全国的な産業廃棄物に関する基礎的な統計情報を把握するため、毎年度各都道府県・政令市の協力を得て実施しているところであり、引き続き円滑な統計調査の実施に御協力をお願いしたい。

また、来年度以降の産業廃棄物排出・処理状況調査についても、調査の早期化の要請を踏まえ諸調査を実施する予定であるので御協力をお願いしたい。

#### ⑤ 廃棄物関連の自治体からの疑義照会窓口の整理について

従前より、各都道府県をはじめとした自治体の廃棄物部局から、廃棄物処理法の解釈等について疑義照会を廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課に直接いただいていたところだか、環境省本省及び各地方事務所並びに管轄都道府県等との連携強化（災害対応、PCB 廃棄物処理、木くず・プラ等・搬入規制等の実態把握など）と、地方事務所における知見強化、本省と地方事務所の役割整理を通じた業務効率化の3点を目的として、疑義照会窓口を原則として、8月中をめどに地方環境事務所に一元化することとさせていただく。詳細については、8月中旬ごろに発出を予定している廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課連名の事務連絡を御参照いただきたい。なお、法令等の解釈に係る案件以外の問い合わせについては、引き続き直接廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課にお送りいただいて差し支えない。